

|  |
| --- |
| 令和７年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内 |

**●　会計年度任用職員とは**

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は１年（４月１日～翌３月３１日）以内（※１）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※２）が様々適用されます。

|  |
| --- |
| ※１　翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。  ※２　服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。 |

**●　会計年度任用職員の募集**

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の募集**  **～国勢調査業務に係る事務補助について～**  **１　応募受付期間・時間**  　⑴　期間　　令和７年６月１日～令和７年７月２９日  　⑵　時間　　午前８時４５分～正午及び午後１時～午後５時３０分  　⑶　備考　　日曜日及び土曜日・祝日は受付を行いません。  **２　応募条件**  免許や資格は特に必要ありませんが、エクセルやワードなどのパソコン操作ができる方を積極的に募集します。  ※　地方公務員法第１６条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当する方については職員となることができませんので、ご注意ください。   |  | | --- | | ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者  ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者  エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |   **３　応募方法**  下記、応募書類（応募様式）に必要事項を記入し、及び顔写真を貼付し、国勢調査・統計担当課（市政情報センター１階　国勢調査・統計担当）まで簡易書留で送付又は直接ご持参ください。  　・　尼崎市会計年度任用職員（非常勤事務補助員）採用試験申込書    **４　採用までの流れ**    応募書類が国勢調査統計担当に届いた時点で「任用希望登録申込者」として受付  ↓  応募書類により選考を実施  ↓  書類選考を通った方に対して、国勢調査・統計担当から連絡を行い、面接を実施  ↓  面接結果により採用可否を決定  ※応募された方全員に連絡があるわけではありませんので、ご承知おきください。  **５　任期・採用予定人数・勤務条件**  ⑴　任期及び採用予定人数  　　　①令和７年７月１日～令和７年１０月３１日　２名  　　　②令和７年９月１日～令和７年１０月３１日　２名  ⑵　条件付採用期間  　　　採用日から１か月間（勤務日数が少ないときなどは１か月を超える場合あり）  ⑶　勤務場所  　　　市政情報センター（尼崎市東七松町1丁目5番20号 市政情報センター1階）  ⑷　職務内容  　　・調査区地図の作成、調査用品の仕分け及び配布、調査関係書類等の受付及び整理  　・調査員等説明会資料作成補助、調査員等説明会会場補助、調査員等への連絡及び問い合わせ対応　等  ⑸　勤務時間  ア　始業時刻　　午前９時  　　イ　終業時刻　　午後５時００分  　　ウ　休憩時間　　正午から午後１時まで  　　エ　勤務を要しない日等  　　　(ア)　日曜日及び土曜日  　　　(イ)　国民の祝日に関する法律に規定する休日  　　　(ウ)　年末年始（１２月２９日～翌１月３日）  　　オ　その他　　公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり  ⑹　休暇等  年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）等の制度があります。  ⑺　給与等  　　ア　報酬月額　　180,940円～183,120円（令和７年度の予定額）  （１週３５時間勤務の場合）  ※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。  　　イ　通勤代　　　自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２㎞以上かつ  交通機関又は交通用具の利用距離が片道１㎞以上の場合支給あり    ⑻　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険  　　　適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）  ※　適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）  　⑼　公務上の災害又は通勤による災害に対する補償  　　　労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり  　⑽　勤務場所における受動喫煙防止措置の状況  敷地内禁煙  ⑾　その他  　　　勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。  **６　留意事項**  ⑴　受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。  ⑵　応募書類に記載の個人情報については、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。  ⑶　応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。  **７　問い合わせ先（応募受付先）**  　　尼崎市総務局行政マネジメント部国勢調査・統計担当  　　　〒660-8501　尼崎市東七松町1丁目5番20号 市政情報センター1階  　　　電話：０６－６４８９－６１５０、ファクス：０６－６４８９－６２０５ |

|  |
| --- |
| ※　上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。  【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】  （トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員募集） |